

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（702））
2. 日時：平成30年2月23日 15時30分～19時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他6名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関し、「燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について」の説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 現在の保守管理業務において、施工完了時において第1種図面のみを各グループに通知することとしている。燃料有効長頂部の寸法値の誤りは、第2種図面等の間違いが原因となっており、第2種図面等の変更の共有が行われなければ、本事案に対する再発防止とならないことから対策について整理して提示すること。
- 過去の設置変更許可において実施された起動領域計装の採用の際、第1種図面の変更が行われなかったことが本事案の水平展開において確認されたことから、その原因等を整理して提示すること。
- 本事案の水平展開において、確認された第1種図面の変更の未実施等の事案について、事業者として今後どのように対応するかについて提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（G-17-7改0）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（G-17-5改1）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の

寸法値に係る対策及び水平展開について（別冊）